

⑫ 労災保険 一仕事中にケガをしたら

(1) すぐ病院へ

工作中または仕事の行き帰りに、あるいは宿舍施設の不備で事故にあい負傷した場合は、ほとんどが労働災害になります。

すみやかに現場監督や事業主に負傷したことを伝えて、事業所の人といっしょに近くの病院で治療を受けてください。

(2) たいしたことがないと思っても、必ず報告を

あとで痛んできたり、骨が折れていたりする事もあります。言いだしにくいかもしれませんが、現場の監督（責任者）に事故を報告し、「少し様子を見てみるが、具合が悪くなったときにはよろしく」と言ってください。その際、監督の名前を聞いておくことが大切です。

療養補償

(1) 労災で治療を受けるためには、事業主（元請の場合が多い）から現認書（様式5号）を発行してもらい、それを労災指定病院へ提出。

※通勤災害の場合は様式16号の3を提出

現認書(様式5号)



(2) 病院を変わるときは、事業主から転院書（様式6号）の発行を受けてください。

特に、出張など遠方でケガをして、大阪へ帰ってくる場合には、必ず転院書をもってきてください。

転院書がなければ労災で病院にかかれません。

※通勤災害の場合は様式16号の4

転院書(様式6号)



休業補償

労災で療養のため賃金を受けられないときは、休業補償の対象となります。

(1) 3日間は事業主負担

病院へ行った日から最初の3日間は、労働基準法の規定により、事業主が直接、休業補償を行うことになっています。

(2) 1日の休業補償の額は

休業4日目からは労災保険法による休業補償給付が受けられます。休業補償給付の日額は、特別支給金を含め、平均賃金の80%です。(注！賃金の80%ではありません)

【23ページ、平均賃金算出方法参照】

(3) 請求のしかた

休業補償給付を受けるためには、**休業補償給付請求書(様式8号)**に担当医と事業主の休業証明をもらい、賃金台帳や出勤簿を添えて管轄の労働基準監督署へ請求します。

※通勤災害の場合は、様式16号の6

●休業補償の支払い



●手続き

賃金台帳
出勤簿

請求
様式8号ともいう
(担当医と事業主から
休業証明をもらったもの)

休業中生活に困った場合



- (1) 監督署より休業補償費が給付されるまでには、請求してから1ヶ月位かかります。
- (2) 休業期間中、生活に困る場合は事業主に相談してください。
- (3) 事業主に相談してもダメな場合は、労働福祉係まで相談してください。

(直通電話 ☎ 06-6634-6535)

休業補償費の立替ができる場合があります。



障害補償

- (1) 傷病が治った後に身体に障害（後遺症）が残った場合は、障害補償給付を請求することができます。
- (2) 請求は、**障害補償請求書（様式10号）**に担当医と事業主の証明をもらって行き、監督署で障害認定を受けます。障害等級表の級にもとづいて、障害補償の給付がされます。

※通勤災害の場合は、様式16号の7

ケガをしたら一大事。後遺症が残る場合はなおさらのことです。

事業所も労働者も労働災害を減らすため、安全第一を心がけましょう。



【平均賃金算出方法】

ケガをした前日までの賃金で算出する

雇用の形態	平均賃金	休業補償給付
(イ) 日 雇	$\frac{\text{受傷前日から以前1ヶ月間の賃金総額}}{\text{その間の労働日数}} \times \frac{73}{100}$	平均賃金×0.6 と 平均賃金×0.2 (休業特別支給金) の合計額 ↓ 結果として 平均賃金×0.8
(ロ) 契 約	$\frac{\text{就労初日から受傷前日までの賃金総額}}{\text{その間の総日数}}$	
(ハ) 2週間未満 で全日働い ていた場合	$\frac{\text{就労初日から受傷前日までの賃金総額}}{\text{その間の総日数}} \times \frac{6}{7}$	
(ニ) 常 雇	$\frac{\text{前3ヶ月間の総賃金}}{\text{前3ヶ月間の暦の総日数}}$	

※(イ) (ロ) (ニ) は労働基準法での平均賃金算出方法で、労災保険法でも使用、(ハ)は、労災保険法だけの平均賃金算出方法です。

(ロ)では、平均賃金の最低保障額あり。 $\frac{\text{賃金総額}}{\text{労働日数}} \times 60\%$ か4,020円

(2023年8月1日以降の自動変更対象額)

くわしくは、労働福祉係まで